

2 避難行動要支援者対策

(1) 在宅の避難行動要支援者対策

平成 24 年版高齢社会白書では、東日本大震災の死者で、平成 27 年 3 月 11 日までに検視等を終えて年齢の判明している 15,738 人のうち、60 歳以上の高齢者は 10,396 人と全体の 66.1%を占めている。

障害者の死亡率も、次表のとおり、被災住民全体と比較して相当高いと指摘されている。

図表 2-(1)-① 東日本大震災における障害者の死亡率（宮城県）

区 分	人口 a	震災による死者数 b	死亡率(b/a)
総 数	2,346,853 (H23.3.1 時点の推計人口)	9,471 (H24.2.29 現在)	0.4
うち障害者 (注2)	61,742 (H23.3.31 時点の障害者 手帳保持者の数)	1,028 (H24.2.29 現在)	1.66

- (注) 1 平成 24 年版障害者白書の掲載資料に基づき、当局が作成
2 仙台市、亶理町、大和町は障害者の死者数を把握していないことから、「障害者」欄の数値は、いずれもこれら 3 市町分を除いたもの。

こうした教訓を踏まえて平成 25 年に災対法が改正され、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者が「避難行動要支援者」（以下「要支援者」という。）と位置づけられ、以下の措置が定められている。

- ① 市町村は要支援者名簿を作成しなければならないが、作成に当たっては必要な個人情報を利用できること（災対法第 49 条の 10）
- ② 市町村は、本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員など避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくこと（災対法第 49 条の 11）
- ③ 災害が発生し、又はそのおそれが生じた場合には、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者*その他の者に提供できること（災対法第 49 条の 11）
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村は、名簿情報の漏えい防止のため必要な措置を講ずること（災対法第 49 条の 12）
*要支援者の安否確認や避難支援などを担う、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの関係者をいう（災対法第 49 条の 11 第 2 項）

これを受け、内閣府（防災担当）は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当）。以下「避難行動支援に関する取組指針」という。）を策定している。

この指針で、市町村は、次表のとおり要支援者対策に取り組むべきとされ

ている。

図表 2-(1)-② 市町村が取り組むべき要支援者対策

事 項	内 容	
1 災対法に基づき取り組むべき事項	① 全体計画の策定	・ 地域防災計画の下位計画として、要支援者に係る全体的な考え方を整理
	② 要支援者名簿の作成と情報共有	・ 要配慮者の把握 ・ 要支援者名簿の作成 ・ 要支援者名簿の更新・避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供と共有
	③ 発災時における要支援者名簿の活用	・ 避難情報の伝達 ・ 要支援者の避難支援 ・ 要支援者の安否確認
2 さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項	① 個別計画の策定	・ 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定 ・ 具体的な支援方法に関する要支援者との調整 ・ 要支援者と避難支援関係者のマッチング ・ 要支援者の個人情報に対する配慮
	② 避難行動支援のための共助力の向上	・ 要支援者連絡会議(仮称)の設置 ・ 要配慮者や避難支援等関係者向けの研修会の開催など

(注) 避難行動支援に関する取組指針に基づき当局が作成

また、津波避難計画策定指針では、要支援者の避難対策について、

情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策等に留意するとともに、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び具体的な支援計画（避難支援プラン）を確立しておくことが重要である

とされている。

今回、これらの対策のうち、要支援者名簿の作成・活用と、災害時の避難支援を実効あるものとするための個別計画の策定について、調査対象 45 市町村の取組状況を調査した結果は、以下のとおりである。

ア 要支援者名簿の作成

災対本第 49 条の 10 では、

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（要支援者）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「要支

援者名簿」という。)を作成しておかなければならないとされている。

図表 2-(1)-③ 要支援者名簿に記載すべき事項

① 氏名
② 生年月日
③ 性別
④ 住所又は居所
⑤ 電話番号その他の連絡先
⑥ 避難支援等を必要とする事由
⑦ その他、避難の支援や安否確認などの実施に関し市町村長が必要と認める事項

(注) 災対法第 49 条の 10 第 2 項に基づき作成

調査対象 45 市町村の作成状況を見ると、下表のとおり、41 市町村(91.1%)で作成され、4 市町村で未作成となっている。

図表 2-(1)-④ 要支援者名簿の作成状況

区分		作成している	作成していない
市町村数			
青森県	22	19(86.4%)	3(13.6%)
秋田県	8	8(100%)	0
宮城県	15	14(93.3%)	1(6.7%)
合計	45	41(91.1%)	4(8.9%)

(注) 調査結果に基づき、当局が作成

名簿の作成方法を青森県五所川原市及び八戸市についてみると、下表のとおりとなっている。

図表 2-(1)-⑤ 要支援者名簿の作成方法（青森県五所川原市の例）

事項	内容	
登録対象者	① 満 65 歳以上のひとり暮らしの者又は満65歳以上の者のみの世帯 ② 身体障害の程度が1～2級の者 ③ 知的障害の程度が A 判定の者 ④ 精神障害の程度が1級の者 ⑤ 介護保険法による要介護度3以上の認定を受けた者 ⑥ 重傷難病患者 ⑦ 妊産婦 ⑧ 日本語コミュニケーションが十分でない外国人 ⑨ 上記のほか、市長が特に必要があると認める者	
名簿に必要な情報の収集・更新の役割分担	保護福祉課	上記①
	家庭福祉課	上記②～④と⑥
	介護福祉課	上記⑤

	健康推進課	上記⑦
	市民課	上記⑧
記載事項	「図表 2-(1)-③ 要支援者名簿に記載すべき事項」に掲げる事項	
収集方法	① 要支援者本人からの「手上げ方式」により入手 ② 住民基本台帳、各種障害者手帳台帳、障害支援区分情報、要介護認定情報、母子健康手帳交付情報など、関係各課が保有する情報を活用し、対象者を把握して情報を入手する。	

(注) 五所川原市地域防災計画等に基づき当局が作成

図表 2-(1)-⑥ 要支援者名簿の作成方法 (青森県八戸市の例)

事 項	内 容
登載対象者	生活の実態が自宅にあって、単身世帯(日中に一人の状態になる場合を含む)又は高齢者や障がい者のみの世帯に属し、以下に該当する者 ① 要介護度3～5 ② 身体障害者手帳1～3級 (内部障がいのみで単独避難可能な者は除く) ③ 愛護手帳(療育手帳)Aの所持者 ④ その他、難病認定など①～③と同様の状態にある者
記載事項	「図表 2-(1)-③ 要支援者名簿に記載すべき事項」に掲げる①～⑥に加えて下記の事項 ① 世帯人数 ② 携行医薬品など医療情報 ③ 利用している事業所名など介護情報 ④ 本人が決めている避難場所 ⑤ 情報伝達の注意点、歩行能力など留意事項 ※ ②と③は、原則として避難支援関係者には提供していない。
名簿に必要な情報の収集方法	I 関係機関共有方式 主として以下により把握し、防災部局と福祉など関係部局で共有 ① 要介護者:要介護認定情報 ② 障がい者:障害者手帳台帳 ③ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯:住民基本台帳 ④ 必要に応じ、民生委員や自主防災組織など関係団体から II 手上げ方式 登載対象者のうち、災害時の避難支援が必要で、市の関係部局、消防機関や民生委員など避難支援関係者に平時から自身の個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書を市に提出 III 同意方式 民生委員等は、要支援者を把握し、名簿への登録を直接働きかける。

(注) 八戸市災害時要援護者避難支援プラン (H28.4改訂) に基づき当局が作成

要支援者名簿未作成の市町村では、未作成の理由について、次のように説明している。

図表 2-(1)-⑦ 要支援者名簿未作成の理由等

市町村名	未作成の理由等
A 市町村	市町村担当課が把握している障害者や日常生活に介助などが必要な方と社会福祉協議会がデイサービス事業などで把握している方々が必ずしも一致しないため、すり合わせが必要なことなど。
B 市町村	現在、市町村担当課において作成中。該当者への確認及び名簿登載のための同意の取得に時間を要しているため。
C 市町村	地域防災計画における要支援者（名簿）の定義について整理している段階であるため。
D 市町村	平成 26 年度に名簿を作成したものの、その後更新を行っていないため、情報が陳腐化し実質的に名簿未作成となっている。

(注) 調査結果に基づき、当局が作成

要支援者名簿作成済みの市町村には、下表のとおり、支援が必要な者を把握しきっていないおそれがあるなど課題があるとする意見が聴かれた。

図表 2-(1)-⑧ 要支援者名簿の課題と対処

課 題	対 処
単身の高齢者や高齢者だけの世帯など介護認定や障害認定など名簿登録要件に該当しなくとも支援が必要となる者はいると考えられる。	地域からの一層の情報収集が必要
名簿への登録は希望者からの申請に基づくため、本来支援が必要な者でも申請がなければ把握できない。	登録が必要にもかかわらず申請していない者に周知を継続することが必要

(注) 調査結果に基づき当局が作成

イ 要支援者名簿の活用

(ア) 避難支援等関係者への名簿情報の提供

災対法（第 49 条の 11 第 2 項）では、

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする

とされている。

要支援者名簿作成済みの 41 市町村のうち、避難支援等関係者に名簿情報を提供して活用しているのは、下表のとおり 37 市町村となっている。

図表 2-(1)-⑨ 避難支援等関係者への名簿情報の提供状況

区分		提供している	提供していない
市町村数			
青森県	19	15	4
秋田県	8	8	—
宮城県	14	14	—
合計	41	37	4

(注) 当局の調査結果に基づき作成

名簿情報を外部の機関、団体等に提供していないとしている市町村は、その理由について、どのような機関、団体等に提供するか市町村防災会議において検討している段階であるためなどとしている。

避難支援等関係者へ名簿情報を提供している 37 市町村について、災対法に定める避難支援等関係者を下記の 7 の機関、団体等に区分し、これらに対する名簿情報の提供状況をみた結果は下記図表のとおり、民生委員を提供先としている市町村が最も多く、次いで自主防災組織、消防署となっている。

図表 2-(1)-⑩ 災対法に定める避難支援等関係者の区分け

①消防署、②消防団、③都道府県警察（警察署）、④民生委員、⑤社会福祉協議会、⑥自主防災組織（町内会を含む）、⑦①～⑥以外で市町村が独自に指定した提供先(地域包括支援センター等の介護保険関係機関、市町村行政に協力する協力員など)

図表 2-(1)-⑪ 要支援者名簿の名簿情報提供先機関別市町村数

区分		消防署	消防団	県警察	民生委員	社会福祉協議会	自主防災組織など	その他
市町村数								
青森県	15	12 (80.0%)	8 (53.3%)	11 (73.3%)	12 (80.0%)	8 (53.3%)	11 (73.3%)	4 (26.7%)
秋田県	8	4 (50.0%)	3 (37.5%)	5 (62.5%)	8 (100%)	5 (62.5%)	7 (87.5%)	—
宮城県	14	13 (92.9%)	3 (21.4%)	7 (50.0%)	14 (100%)	10 (71.4%)	12 (85.7%)	5 (35.7%)
合計	37	29 (78.4%)	14 (37.8%)	23 (62.2%)	34 (91.9%)	23 (62.2%)	30 (81.1%)	9 (24.3%)

(注) 当局の調査結果に基づき作成

また、37 市町村のうち 8 市町村は、次表のとおり、名簿情報の提供先を現状より増やす必要があるとしており、その理由としては、

- ① 要支援者を救出・保護した際、円滑に身元確認を行うため。
- ② 消防団、民生児童委員、自主防災組織は避難等支援者であり、また、地域において避難計画の検討・作成を担う人たちと考えられるため。

などを挙げている。

図表 2-(1)-⑫ 要支援者名簿情報提供先の検討状況

提供先 市町村	消防署	消防団	警察署	民生・ 児童委員	社会福祉 協議会	自主防災 組織等	その他
A市町村	検討中	検討中	○	検討中	○	検討中	—
B市町村	○	検討中	検討中	—	検討中	—	—
C市町村	検討中	—	検討中	○	○	○	—
D市町村	検討中	—	○	○	○	○	—
E市町村	検討中	—	—	○	○	○	—
F市町村	検討中	検討中	—	○	○	○	—
G市町村	○	検討中	○	○	○	検討中	行政区
H市町村	○	—	○	○	検討中	検討中	—
当該機関 を提供先と して検討し ている市町 村数	5	4	2	1	2	3	—

- (注) 1 当局の調査結果に基づき作成
 2 名簿情報を既に提供している先は「○」(その他については具体名を記載)、
 提供していないものは「—」、今後の提供先として検討しているものは「検討中」と記載

(イ) 提供先における名簿情報の活用

提供先における名簿情報の活用状況としては、宮城県東松島市の総合防災訓練の一環として、地域の自主防災組織が、要支援者名簿を用いて要支援者の安否確認を訓練している。

図表 2-(1)-⑬ 宮城県東松島市総合防災訓練(平成 29 年度)の概要

主催	東松島市、東松島市自主防災組織連絡協議会
実施日	平成 29 年 6 月 18 日(日)
概要	市役所の職員参集訓練や災害対策本部設置・運用訓練などのほか、各地区の自主防災組織が、それぞれの実情に即した訓練を計画して実施
訓練項目に関する市の指導状況	自主防災組織に対し、避難誘導訓練、要支援者世帯安否確認訓練、情報伝達訓練及び避難者名簿の作成訓練を必ず行うこととしている。

- (注) 1 東松島市の資料に基づき当局が作成
 2 自主防災組織は、訓練終了後、実施報告書を作成し、市に提出

また、同指針では、個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとることとされている。

図表 2-(1)-⑮ 個別計画の策定に当たって参考とすべき事項

避難支援等関係者との連携	市町村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等から要支援者との打合せや避難支援等関係者間の役割分担のコーディネーターとしての協力を得て、個別計画の作成内容や進捗状況などを把握しつつ、個別計画の策定を進めていくこと。
具体的な支援方法に関する調整	市町村やコーディネーター役を務める民生委員や社会福祉協議会などが要支援者を個別に訪問し、具体的な避難支援等の方法を打ち合せ、避難支援等に必要な情報を共有できるよう、要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に避難支援を行う者 ・避難支援を行うに当たっての留意点 ・避難支援の方法や避難場所、避難経路 ・本人が不在で連絡が取れない時の対応
要支援者と避難支援等関係者のマッチング	具体的に、どの避難支援等関係者がどの要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえつつ、市町村又は避難支援等関係者のうちコーディネーターとなる者が以下の点に注意しながら要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること ・一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと
要支援者の個人情報に対する配慮	市町村は、避難支援等関係者に対して、必要以上に要支援者の個人情報を要求し、その者の利益が損なわれることがないように、説明すること。

(注) 避難行動支援に関する取組指針に基づき当局が作成

要支援者名簿を作成している 41 市町村の個別計画策定状況をみると、策定中が 23 市町村、未着手が 18 市町村となっている。

図表 2-(1)-⑯ 個別計画の策定状況

市町村数	区分	策定中	未着手
青森県	19	11(57.9%)	8(42.1%)
秋田県	8	5(62.5%)	3(37.5%)
宮城県	14	7(50.0%)	7(50.0%)
合計	41	23(56.1%)	18(43.9%)

(注) 調査結果に基づき当局が作成

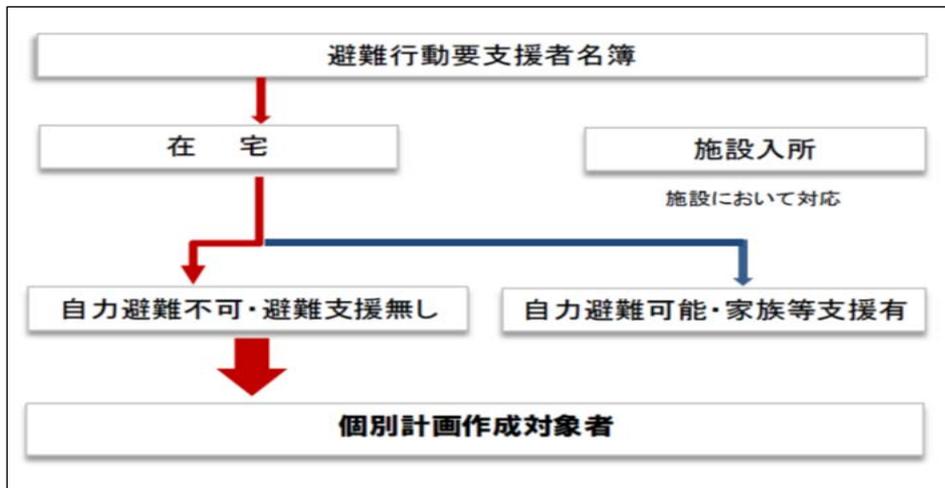
個別計画を策定中としている市町村のうち気仙沼市においては、個別計画策定のための明確な手順に基づき自治会長などが中心となって策定に取り組んでいる。

図表 2-(1)-⑰ 個別計画の策定方法(宮城県気仙沼市の例)

- ① 要支援者名簿の情報をもとに、同意が得られた在宅の要支援者のうち、自力避難が不可能で、かつ、家族等の支援を受けられないもの又は家族等の支援だけでは避難できない者を、対象者として抽出(次図を参照)
- ② 自治会長、民生・児童委員、行政委員(※)が中心となって、①で抽出した者について、i 避難支援関係者、ii 避難場所、iii 避難経路、iv 避難方法、v 情報伝達方法などを具体的に話し合う。
(※) 気仙沼市行政区設置規則(平成 18 年 3 月 31 日規則第 2 号)に基づき、行政区に置かれ、広報の配布、災害時の情報収集等を行う。
- ③ 避難支援者については、消防団、自治会、自主防災組織、民生・児童委員などが話し合い、支援者の不在や被災を考慮して、あらかじめ要支援者に紹介できる複数の候補を定めておく。
- ④ 策定された個別計画は、市役所、民生・児童委員、消防機関、警察、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会などに配付し、情報を共有する。

(注) 気仙沼市避難行動要支援者避難支援計画(H27.3)に基づき当局が作成

図表 2-(1)-⑱ 個別計画策定対象者の抽出方法(宮城県気仙沼市の例)



(注) 気仙沼市避難行動要支援者避難支援計画(H27.3)から引用

図表 2-(1)-⑱

個別計画の策定内容(宮城県気仙沼市の例)①

避難行動要支援者避難支援個別計画

平成 年 月 日作成

ふりがな				性別	男・女
氏名				年齢	歳
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日			行政区	
住所	気仙沼市				
連絡先(自宅等)	0226 ()	FAX番号	0226 ()		
携帯電話番号	-	-			

緊急通報システム	1 有 2 無	救急医療情報キット	1 有 2 無
避難時に配慮 しなくてはな らい事項	(あてはまるものすべてに☑) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他 ()		
家族構成及び 同居状況等			

避難 支援 者①	ふりがな		避難 支援 者②	ふりがな	
	氏名			氏名	
	住所			住所	
連絡先	電話： FAX： メールアドレス：		連絡先	電話： FAX： メールアドレス：	

避難 支援 者③	ふりがな		避難 支援 者④	ふりがな	
	氏名			氏名	
	住所			住所	
連絡先	電話： FAX： メールアドレス：		連絡先	電話： FAX： メールアドレス：	

14

(注) 気仙沼市避難行動要支援者避難支援計画(H27.3)から引用

図表 2-(1)-⑱

個別計画の策定内容(宮城県気仙沼市の例)②

緊急時の連絡先①	ふりがな										
	氏名										
	住所										
	連絡先	電話番号： メールアドレス：	FAX：								
緊急時の連絡先②	ふりがな										
	氏名										
	住所										
	連絡先	電話番号： メールアドレス：	FAX：								
かかりつけ医	病院名		電話番号								
【特記事項】	<p>◎ 普段いる部屋、寝室の位置</p> <p>◎ 不在時の目印、避難済みなどの目印</p> <p>◎ 避難準備情報※1等の入手方法</p>										
<p>※1 避難準備情報とは市が住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対して早目の段階で避難行動の開始を求めるものです。</p>											
<p>避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急避難場所等</td> <td></td> <td>指定避難所</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="height: 100px;"></td> </tr> </table>				緊急避難場所等		指定避難所					
緊急避難場所等		指定避難所									

(注) 気仙沼市避難行動要支援者避難支援計画(H27.3)から引用

なお、個別計画策定中又は未着手の理由としては、次表のとおり、①支援者の確保が難しい、②市町村の職員が不足している、などとなっている。

図表 2-(1)-⑳ 個別計画策定に際しての課題等

区 分	主な内容
支援者の確保が困難(19 市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の共助力の衰退等により、協力者、支援者の確保が難しい(確保までに時間が掛かる。) ・ 支援者となる町内会組織の役員達にとって、個別計画を作成したとしても実行する上で負担が大きすぎる。 ・ 個別計画策定には自治会等地域の協力が不可欠であるが、自治会等も高齢化が進み、要支援者を支援するための個別計画策定にはハードルが高いという声がある。
市町村における職員の不足等(12 市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者個々に対する避難計画の策定であり、業務量が非常に多い。 ・ 兼務のため専門知識を有する職員がいない。 ・ 要支援者を個別訪問する職員が必要
その他(12 市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域によって取組に温度差がある。 ・ 要支援者と支援者が相互に協力して計画を策定することが望ましい(要支援者と地域のつながりを作ることで、要支援者の状況をよく知ってもらうことが必要)。

(注) 1 調査結果に基づき当局が作成
 2 38 市町村から回答。複数回答のため表中の市町村数の合計は回答市町村数と一致しない。

岩手県大槌町安渡(あんど)地区は、東日本大震災で住民の11%に当たる218名が死亡、又は行方不明者となるなど甚大な被害を生じたことで知られている。

同地区では、家族に要支援者がいたため避難が遅れた、要支援者の安否確認や避難の手伝いに行ったため避難が遅れたなど、震災時の厳しい経験を踏まえ、住民の合意の下、町内会役員や消防団員などの避難支援等関係者が、要支援者をその時々状況下、できる範囲で支援することとし、そのために両者がそれぞれ守るべきルールを定めている。

図表 2-(1)-㉑ 岩手県大槌町安渡地区の要支援者支援ルール

<p>【災害時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常参集した町内会役員や消防団員は、町内会の基本任務として、要支援者に声がけして率先避難の姿勢を示し、避難を促す。 ○ 要支援者は、自宅の玄関先までは自力(又は家族の助けによって)で移動する。 ○ 声がけに来た町内会役員等は、地震発生後 15 分以内などの条件の下で、要支援者を自動車に乗せたり車いすを押すなど、支援する。 <p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要支援者の家族は、必要な移動手段の準備、避難訓練への参加など、自らできる備えをしておく(一定の自助)。 ○ 町内会は、基本任務を超えて要支援者を支援する場合に備え、地震発生後 15 分以内を目安に支援できる内容や、支援する条件を考えておく。
--

(注) 安渡地区津波防災計画 (H25.10) に基づき、当局が作成

大槌町は、

安渡地区のルールは、東日本大震災において甚大な被害を被った経験など、地域の特性を色濃く反映しているもので、他の地域にそのまま当てはめることができるかどうかわからない。しかしながら、同地区の住民たちが十数回に及ぶ話し合いを経てこのような結論に至ったことは、今後どのような災害が起こったとしても犠牲者を最小限にとどめ、地域を存続させようとする決意の表れとして重く受け止めている。

としている。

なお、上記の支援ルールを定めた安渡地区津波防災計画は、次表のとおり「安渡町内会防災計画づくり検討会」による検討を経て策定されたものである。

図表 2-(1)-㉒ 岩手県大槌町安渡町内会防災計画づくり検討会の概要

設置年月日	平成 24 年 6 月 2 日
目的	東日本大震災における住民の避難行動や避難所運営を検証し、既存の防災計画を抜本的に見直す
構成	
大槌町内	安渡町内会、大槌町役場職員
学識経験者	岩手大学、早稲田大学、専修大学、(株)防災都市研究所など
その他	報道機関など
経過	H24～25 年 11 回にわたって検討会を開催 H24.9 住民に避難行動についてアンケート調査・ヒアリング H25.4 大槌町長に計画案を報告 H25.8 計画案について住民懇談会を開催 H25.9 計画案について住民の意向を調査 H25.10 「安渡地区津波防災計画」を決定
東日本大震災	① 家族に要支援者がいて逃げ遅れた。

での避難行動 の教訓	<ul style="list-style-type: none"> ② 要支援者を支援して逃げ遅れた。 ③ 避難路の階段が上れず犠牲になった。 ④ 消防無線を持たない消防団員が逃げ遅れた。 ⑤ 高齢者率が高いのに支援者が少ない。
論点	<ul style="list-style-type: none"> ① 想定外による逃げ遅れをどのように防ぐか。 ② 夜間の要支援者支援は可能か。 ③ 避難のきっかけをどのように提供できるか。 ④ 自動車での避難をどこまで認めるか。 ⑤ 要支援者をどのように支援するか。 ⑥ 低地(海岸付近)への戻りをどのように防ぐか。 ⑦ 今回の教訓を現在の復興事業と今後の防災計画にどう反映するか。

(注) 安渡地区防災計画に基づき当局が作成